

令和元年9月定例会 常任委員会

企画環境委員会

| | |
|--------|---|
| 委員長名 | 鈴木 智 |
| 委員会開催日 | 令和元年9月19日(木)、9月20日(金) |
| 所属委員 | [副委員長]佐藤雅裕 [所属委員]鳥居作弥 渡部優生 安部泰男 宮本しづえ 杉山純一 宗方保 小桧山善継 |



鈴木智委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…9件
※[知事提出議案はこちら\[PDF\]](#)
- (2) 議員提出議案：可 決…2件
※[議員提出議案はこちら\[PDF\]](#)

(9月19日(木) 生活環境部)

宮本しづえ委員

生2ページの多文化共生社会推進事業で外国人を受け入れるための環境整備として通訳機を何台購入するのか。また、どのような人がこの通訳機を使用するのか。

国際課長

現在、外国人住民がふえている。その中でも特にベトナム人がふえているためベトナム人の相談員を追加している。今回の補正予算には、国が想定している11言語に対応する通訳機を計上している。

いろいろな通訳機や通訳アプリがあるが、短いセンテンスでなければ正確に訳せないなどさまざまなメリット、デメリットがあるため、そういった特性を比較して購入したい。タブレットを使った通訳サービスでテレビ電話機能により相手の表情を見ることができ、込み入った相談業務にも十分対応できるものを想定している。

なお、台数については5台を考えている。

宮本しづえ委員

いろいろな通訳機が開発されており、格安で手に入るものもあるので通訳機を外国に持って行く人がふえてきた。そのため、機能を複雑にせず県が簡便な通訳機を県内各地に貸し出してたくさん配置したほうが多くの人の利便性が高まるのではないかと。タブレットのテレビ電話機能で表情が見えるのはよいが、対面式で通訳機を使いながら通訳できる機会をふやしたほうがより親切ではないかと。そういった利便性を高めたほうがよいと思うが、どうか。

国際課長

先ほど5台と説明したが、3台の誤りであった。申しわけない。

今回、法務省の交付金を活用して整備を進めているが、相談業務を行っていないところへの整備は認められていない

め福島県国際交流協会に整備することとしている。

タブレットは相談員も対応するので3者間のような対応になる。例えば、福島県国際交流協会が対応できない少数言語であれば通訳サービスを使って3者間の通話によって外国人住民の生活の不安を取り除けるのではないかと考えている。

宮本しづえ委員

国の交付金を活用するからそういった制約がある。多くの人が外国人にどう対応するか戸惑っているのに国の金の使い方は変な気がする。

最新の通訳機は何十カ国語にも対応できるものがあるが、簡単なものもあるのでそういったものを県が県内各地に配置したほうが効果が上がると思う。国の交付金を活用するとしても県独自の対策もあわせて検討すべきではないか。これは意見として述べておく。

安部泰男委員

生2ページ、交通安全企画指導費の329万9,000円について聞く。

自動車運転代行業の適正化を推進するとのことと期待しているが、この指導強化及び利用者の啓発にどのように取り組んでいくのか。

生活交通課長

自動車運転代行業の適正化推進については令和元年6月定例会で請願の採択を受けてから自主点検の実施等に取り組んでいる。さらにその取り組みを進めるために329万9,000円の増額補正を提出している。その内容としては嘱託員の配置、チラシ、ポスター、ラジオなどの利用者に向けた広報活動などで今の取り組みをさらに進めていくためのものである。

安部泰男委員

税金を使うので実績をしっかりと上げて適正な運用が図られるように頑張ってもらいたい。

宮本しづえ委員

阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助金は、国の補助が採択にならなかったため本県、宮城県、市町村で負担することだが、どういった理由で補助が少なくなったのか。また、それは本来は事業者が負担すべきなのか、それとも自治体が負担すべきなのか。この辺の判断はどうしたのか。

生活交通課長

阿武隈急行車両更新に約950万円の増額を提出しているが、これは全国の鉄道事業者から国への要望額が予算を上回ったために当初予定していた補助よりも少なくなったものである。要望額が予算を上回ることはあるが、ことしは特に予算が足りなくなった。

阿武隈急行の車両更新は約4億5,000万円なので国の補助を1億5,000万円と見込んでいたが、結果として年度末に4分の1の補助という内示があり約3,800万円が不足することになった。

そこで、沿線自治体の本県、宮城県、市、町の7つの自治体で話し合いにより、両県側で3,800万円を2分の1にして、さらに県と市、町で半分ずつという計算をして本県は950万円の負担となった。これについては応分の負担をすること、それから多額の補助割れとなっており、会社の経営状況を考慮すると会社に補助割れ分を求めることは今後のことを考えても得策ではないため、沿線自治体で不足する3,800万円を負担することに合意し、この時期に各自自治体で増額補正を議会に提出している。

宮本しづえ委員

車両更新は安全対策として重要な事業なので、県や市町村が一定程度負担するのはやむを得ず、安全確保のための車両更新も国が進めている国土強靱化対策の一環として位置づけにならなかったのか。国土交通省の国土強靱化は予算が結構つくようだが、運輸関係だと予算がつかないのか。

生活交通課長

鉄道局としても補助率を一律でカットするのではなく、委員指摘のとおり国土強靱化に資するものについては優先順位を高く、黒字の会社には補助率を低く、経営が厳しいところには補助率を下げるにしても幅を持たせるなど配慮している。また、国土強靱化に資するルールなどは優先順位が高いので補助率も高いままになっている。

車両更新は安全性にとって大事なものではあるが、阿武隈急行の場合は2両1編成で事業費を低くするのはなかなか難しい。一般的に車両については譲り合うなど会社の自主的な努力も促しつつ、鉄道局としてはいろいろな状況を考慮しながら3分の1から4分の1の補助率になったと聞いている。

宮本しづえ委員

小泉環境大臣が就任して最初に訪れた都道府県が本県であった。そこで、生活環境部ではどういった要請をしてどのような回答があったのか。

生活環境部長

小泉環境大臣が就任後、本県を訪問して知事と面談した。その中で知事から苦渋と信頼という2つのキーワードを共有してもらいたいと話をした。

苦渋とはまさにこの中間貯蔵施設を受けるに当たって、地元を含め多くの人が苦渋の決断をした。これが事業の原点であることを忘れないとの話をした。

また、信頼という意味では法律で中間貯蔵開始後30年以内に県外での最終処分を進めていくが、この約束を守ってもらうことがまさに我々との信頼になる。そのことについて知事から最初に話をしたところである。

宮本しづえ委員

小泉環境大臣は、中間貯蔵開始後30年以内に県外で最終処分するという約束を守ると言ったようであるが、どのようにして約束を守っていくのか。このことについて何か言及したか。それともそれ以上のことについては何も触れなかったのか。

生活環境部長

具体的な話はなかったと思うが、地元で足を運んでいろいろな意見に耳を傾けてしっかり約束を守っていくとの話をしたと聞いている。

宮本しづえ委員

国がしっかり役割を果たすように引き続き求めてもらいたい。

先日、大熊町、双葉町を視察してきたが、帰還困難区域でも特定復興再生拠点とそれ以外では道路を挟んで様子が全然違った。こんなにも違うものかと改めて感じて帰ってきた。そういった中で諦めた人もいるものの、何とかしたいと思いの方もいるが、帰還困難区域の除染の進捗率と建物解体の進捗率について資料の提出を願う。

中間貯蔵施設等対策室長

後ほど資料を提出したい。

鈴木智委員長

ただいま資料の提出ができるとのことであるのでお諮りする。ただいまの資料について委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議ないと認め、あすまでに15部の提出を求める。

環境回復推進監兼次長

帰還困難区域の除染及び解体の進捗率とのことだが、環境省は分母と分子を明らかにして何%という出し方をしていないため、どのエリアを実施しているとか、何ha実施したという資料になる点は了承願う。

鈴木智委員長

宮本しづえ委員、そういった資料でよいか。

宮本しづえ委員

それはやむを得ない。

鈴木智委員長

それでは資料の提出を願う。

ほかにあるか。

宮本しづえ委員

9月は敬老の日があり高齢者への関心が高まる時期でもある。県内では高齢者の交通対策について関心が高まってきている気がする。県はタクシー代の補助を行う自治体に補助しており、今年度は6自治体に補助すると聞いているが、前年度は250万円の補助に対して埴町と矢祭町の実績が10万円台と非常に少なかった。これは、県の使わせ方が悪いのか、それとも市町村の制度設計に問題があるのか。

今年度は6自治体に補助するが、現在の進捗状況はどうなっているのか。前年度と同じようなことにならないか。この補助を広げてほしいとの要望も結構あるので、もっと有効になればほかの市町村にも広がっていく可能性を秘めた事業だと思う。ぜひ有効に活用してもらいたいが、今年度の進捗状況はどうなっているのか。

生活交通課長

タクシーの実証事業は今年度で2年目になり、今年度申請があったのは6自治体であるが、事業をスタートさせたところとまだ準備しているところがあるので状況を説明できない。

また、前年度の実績について委員から指摘があったが、日常生活でタクシーを使うことが広がらなかったことや少数の人しか使わず延べ人数として少なく、額が伸びなかったなど理由はまちまちである。ただ浸透しなかったことが課題だと思っているので、前年度に実施した市町村も含めて状況を確認し、市町村と一緒にどうのようことが有効なのか考えていきたい。

宮本しづえ委員

イノシシ対策について聞く。

本会議でもいろいろ質問があったが、福島県イノシシ管理計画（第3期）は根本的な問題がある気がしており、本当にこのままでよいか。第3期ではどこを目標にしているのか。第2期では適正な生息数を設定していたが、第3期では適正な生息数を何頭に設定しているのか。年間2万5,000頭捕獲すると言っているが、適正な生息数の設定が明確にならず、どういった状況を目指すのかが見えてこない。もう少し明確な目標を持ってそこに到達するために逆算していくことが必要なのではないか。計画とはそういったものではないのか。今のままでは地域の要望に応えられないと思うが、どうか。

自然保護課長

第2期では安定生息数を5,200頭まで減らすことを目標に取り組んできたが、近年、会津の豪雪地帯への生息域の拡大や東日本大震災の影響により生息状況が大きく変わってきている。また、生息数の推定値は自然増加率の変動に大きく影響を受けることから第3期では個体数を抑制して人の生活圏からすみ分けを図るために年間

2万5,000頭を目標として捕獲に取り組んでいくので、第3期においては安定生息数という具体的な数字を示していない。

宮本しづえ委員

安定生息数を設定しないまま2万5,000頭を捕獲するとしているが、被害は少しも減っていない。しかもイノシシが市街地まで出てくる地域が広がってきており、イノシシの生息数もほぼ県内全域まで広がってしまった。こういった状況なので年間2万5,000頭を捕獲するだけでよいか。見直しを図る必要があるのではないかと。

また、第3期では安定生息数5,200頭は放棄した数字なのか、それとも生きている数字なのか。

自然保護課長

先ほど説明したとおり安定生息数の目標は設定していない。

イノシシの被害対策については、第1期で年間捕獲目標を1万7,000～1万8,000頭として平成27～30年度までの4年間で目標を上回る約9万2,000頭を捕獲した。

第3期ではイノシシの生息数が減少するように年間2万5,000頭以上の捕獲を目標に取り組み、イノシシの個体数抑制を図っていくとともに人の生活圏とのすみ分けを目標としている。

宮本しづえ委員

適正な安定生息数をしっかり見定めた上で毎年の捕獲頭数を決めていくべきだと思う。しっかりとした実態調査をしながら適正な管理計画になるように進めてもらいたい。

次に、高湯温泉のメガソーラー発電について聞く。

今、環境アセスメントが行われており、県及び福島市も意見を出している。環境アセスメントで首長が意見を出すことはそれほど多くないと思うが、福島市から意見が出たことについて担当課はどのように受けとめているのか。

環境共生課長

高湯温泉のメガソーラー発電については、事業者が地元住民の意見をしっかり受けとめて事業を進めるように福島市が対応したと感じている。

宮本しづえ委員

縦覧に対して住民の意見が何十件もあったためそれだけ重大に受けとめているので、そういったことも踏まえて環境アセスメントの手续に沿って意見を上げた。だから、県としても法律及び条例の範囲内で抜本的な見直し及び中止も含め災害が発生しないような計画の検討をしてもらいたい。

また、環境アセスメントの関係ではいわき市の三大明神の風力発電が大問題になっている。これは既に準備書まで知事意見が出ており、あとは経済産業大臣が判断するところまで来ているが、住民の反対はすさまじいものがある。そのときに県としてどういったことができるのか考え直しておかないといけない。これは生活環境部だけの話ではなく、エネルギー課も一緒になって対応を検討すべき課題であると思うが、エネルギー課との連携はどのようになっているのか。

環境共生課長

国の事業計画のガイドラインに基づき地元の理解を得るために丁寧に説明を行うようにエネルギー課も考えており、共有意識を持ちながら進めている。

宮本しづえ委員

ぜひ連携を強めて生活用水すら確保できなくなるなどの生活環境の激変をもたらすことのないようにしっかり対応してもらいたい。

鳥居作弥委員

外国人住民の生活支援として11言語対応のタブレット3台、500万円を予算計上しているが、こういった形で外国人住民に対して支援していくことは大切なことなので今後とも強化、拡充してもらいたい。その一方で受け入れる地域の理解促進も同時に進めていかなければいけないと思うが、地域住民への対応はどうなっているのか。

国際課長

県としてはことしの5月に市町村を集めて外国人受け入れに関して市町村でどのような問題点があるのか意見交換を行った。今、それを踏まえてアンケート調査の準備を進めている。また、今後も市町村、各地の国際交流協会などを集めて会議を行う予定もあるので、市町村の悩みや実態など吸い上げてどんなことができるのか考えていきたい。

鳥居作弥委員

外国人の方が来ていろいろなところに相談すると思うが、一義的にはまず行政が対応すると思う。その中で、衣食住のうち特に住の部分の賃貸住宅や近隣の方々などの入り口のところでなかなか受け入れてもらえないケースも多々見られ

る。市町村に対しての意見交換も必要だが、不動産業者、宅建業者などとも意見交換等を行ってほしい。これは要望である。

佐藤雅裕副委員長

除染について聞く。

来年、本県でオリンピックが開催されるまで1年を切り、これからさまざまな行事が行われる。本県としては復興の姿をしっかりと世界に発信していく大きな目標を持っているが、残念ながら世界から来る人の中にはある意図を持って入ってくる方もいる。

ここに住んでいる人たちは線量に対しての意識も落ちついてきて、関心も大分なくなってきた者が多くなっていると思う。ただ線量の高いところを探そうと思ってくる人がいるのも残念ながら事実だと思っている。

来年のオリンピックまで1年を切ったため、国との予算や市町村との関係もあると思うが、本県の環境に対しての安全対策がとられていることを再点検しながら進めるべきと思うが、どうか。

除染対策課長

仮置き場、現場保管がまだあるので市町村も国も計画的に中間貯蔵施設への搬入に向けて直行輸送及び端末輸送を進めている。

オリンピックを迎えるに当たり意図を持ってくる方もいるとのことだが、基本的に面的除染が終わった後もホットスポットについてはフォローアップ除染を各市町村の判断のもと国と協議しながら進めてきた。

例えば、住民から各市町村に線量が高いとの問い合わせが寄せられた場合には、そこを調査することによってどういった状況かを明らかにしている。はかってみると高いところがあるのではないのかとのことだが、こういったことも踏まえて各市町村と膝を交えながら課題の共有を図り、市町村の課題を吸い上げて今後もしっかり取り組んでいきたい。

佐藤雅裕副委員長

除染対策課長が述べたとおりフォローアップ除染は、住民から上がってきたものに対して行ってきた。先ほど述べたとおり住民の意識が安心側のほうにかなり寄ってきたので、町内会に預けている線量計も電池がないまま切れているのがほとんどだと思っている。そうした状況なので線量が高そうな場所について住民からもう上がってこないと思う。そのため、市町村が能動的に再点検をして線量が高いところがありそうであればオリンピックに向けて来年までにしっかりと対策をとってもらいたいという意味で質問した。

もちろん環境回復の一環なのでつけ焼き刃的な対策というわけではない。自然の流れでどうしても高いところから低いところに流れていくのはどうしようもないが、そういったことを繰り返し本県はしっかり行っていることを世界のどんな方が来ても立派に胸を張って発信するのも大事なのでしっかりとやってほしい。

宮本しづえ委員

先日、子供たちのグループが福島市内で梨狩りをしたが、そこは梨畑の表土除去をしていなかったため、その持ち主からの配慮により梨畑で食べずに梨畑の外に出て食べようとなったと聞いた。農地も除染したことになっているが、果樹畑の場合は幹を除染したものの表土除去したところとしていないところがある。今回、梨狩りをしたところは表土除去をしていなかったため、持ち主がそういった配慮をしてくれたとのことである。

今になって表土を除去しても余り果樹に影響が少ないことがだんだんわかってきたので、表土除去をしない方も出てきているが、地上から1mの高さで年間1mSvを基準にしているため年間1mSv未満であれば除染してもらえない。そうすると最初は希望したら除染できていたものが、フォローアップ除染の基準によって除染ができなくなるので、若手の農業後継者を育成するためにも年間1mSv未満はできないということではなく、希望すれば原則として除染できるように対応すべきではないか。

除染対策課長

面的除染については平成29年度末に終わっている。人の追加被曝線量を年間1mSv以下にするため、スピーディーに進

めるために空間線量率に換算した $0.23\mu\text{Sv/h}$ に基づいて面的除染を行ってきた。

今後も年間 1mSv が大原則であり、追加被曝線量が年間 1mSv を超える場合には国と協議して除染の対象にする流れになっている。これは国、県、市町村も同じ考えのもとでこれまで進めてきた。除染の根本には人の健康を第一にとの考えるがあるのでそれを達成すべく、同じ考え方のもとに今後も進めていきたい。

(9月20日(金) 企画調整部)

宮本しづえ委員

自主避難者の国家公務員宿舎に係る裁判を提起する議案が自主避難者ごとに提出されている。このため個々に議案を審議する必要があるので、自主避難者ごとの避難元の市町村、家族構成、戻る家の有無、家賃、請求額などについて説明願う。

また、説明によると調停を1～5回行って、これまで調整してきたとのことなので、自主避難者ごとの調停の状況についてもあわせて説明願う。

生活拠点課長

個別の状況については個人情報と考えるところで説明することはなかなか難しい。ただ家族の状況であれば単身世帯も家族世帯もいる。避難元であればいわき市、南相馬市、郡山市で5世帯とも避難指示区域外からの自主避難者になっている。調停については1回の方もいれば、5回まで継続した方もいる。調停に出席しなかった方については調停委員から1回で調停が不成立と判断された事例もある。賃料については全世帯が東雲住宅になり、単身世帯で約1万6,000円、3LDKの家族世帯で約6万円の家賃になっている。

宮本しづえ委員

個人情報なので詳細に述べることにについてはいかがなものかとの話があった。ただ県は裁判に訴えると言っている。裁判は公判なので個々の事情は明らかになることを承知の上で起こすことになる。それが本当に適切なのか我々はここで審議しなければいけない。そのときに個々の事情がわからないでよいというわけにはいかない。だから、個々の状況がどうであったのか議会として把握した上で審議して判断しなければ責任ある議決はできない。そういった意味で個人情報なので言えないとのことであれば秘密会も含めてしっかり内容について審議することが議会としての責任だと思うが、委員長どうか。

鈴木智委員長

具体的に何を示してもらいたいのか。

宮本しづえ委員

今、述べたことである。

鈴木智委員長

今述べたというのはどういったことか。

宮本しづえ委員

避難元の市町村、家族の状況、戻る家の有無、損害額、賃料は個々にどうなっているのか。そして、調停で会った方とそうでない方がいるとのことなので個々の状況について説明願う。

鈴木智委員長

誰がどうではなく、全体的な状況であれば説明できるか。

宮本しづえ委員

ひっくるめて1つの議案ではない。我々は個々に裁判に訴えてよいのか判断しなければいけない。議案として提出されているため個々にしっかり把握しなければ審議できない。ひっくるめてというわけにはいかない。

鈴木智委員長

例えば、Aさんはこういった状況ということではなく、全体的にある方はこういった状況にあるという答弁ではだめなのか。

宮本しづえ委員

本会議でも言ったが、健康を害していて既に調停で追い詰められてきているとも聞いているので、裁判をしてよいのか慎重な判断が議会に求められている。そのため、個々の状況について判断しなければいけない。そういった性格の議案として提出されていると委員会として受けとめるべきである。

鈴木智委員長

宮本しづえ委員に聞くが、それを全部聞けば誰が健康を害しているといったことまでわかってしまうのではないか。

宮本しづえ委員

当然必要である。

鈴木智委員長

それでよいのか。

宮本しづえ委員

やむを得ない。

鈴木智委員長

個人が健康を害しているという状況をつまびらかにする必要があるのか。5人それぞれではなく、全体的にこういった状況にあることを把握すれば審議が進むのではないか。

宮本しづえ委員

健康を害している者が誰かによっては委員会の判断が変わってくることもあり得る。そのため、個々の状況を把握して裁判にすることが適切なのか議論、判断しなければいけない。これが議会に課せられている状況である。

県が裁判に訴えることになればそういったことも全部明らかになる。個人情報も全て明らかになることを承知の上で裁判するということである。そういったことで追い詰めてよいのか。我々はこの時点で判断をせざるを得ない。公判になったら全て明らかにせざるを得ないから、そういった状況に追い詰めてよいのか我々はここで判断しなければいけない。そういった問題である。だからこそ個々の状況が必要だということを述べている。

鈴木智委員長

審査が進まないのだからこうではなく、こういったケースが5件あるなど全体について説明願う。

生活拠点課長

5件のうち3件については接触がなかなか難しい状況になっている。残りの2件については都営住宅に何回か申し込みしている方で調停も複数回しているが、区内の都営住宅を希望しているため倍率が高くなかなか当選にならない。

供与が続いていた時期から自主避難者の世帯を全部回るとのことで戸別訪問を行ってきたが、訪問10回、電話10回しても1回しか会えない方もいる。

供与が終了してセーフティネットがスタートしてからも同じように全部10回とは言わないが、10回近く連絡、訪問しても会えないために家族の状況や健康状態などを聞くことも難しいとの実態はある。接触して直接顔を見て話をすることができれば、例えば医療や福祉のことで困っていれば避難先の行政機関につなぐことができる。これまでもそういったことは行っており、これからは行わなければいけないが、そういった機会がなかなかもらえない方がいるとの状況である。

宮本しづえ委員

今の説明では3件は接触が難しかったとのことである。全部で5件なので接触できなかった議案は何号議案なのかという話になる。だから、個々に状況を説明してもらわなければ判断しようがなく、審議の前提がまだ整っていないと言わざるを得ない。

本人と1回も会っていない方が3件との理解でよいか。

生活拠点課長

供与期間中も含めてになるが、1回も会っていないということではない。

宮本しづえ委員

調停で1回も会えなかった方は何人いるのか。

生活拠点課長

欠席者の1件である。

宮本しづえ委員

その1件が誰なのか、どういった理由で調停に来なかったのかといったこともわからない。担当課もわからないのかも
しれない。だから、調停が不調だと言い切れるのか。その辺はどうも違う気がする。この調停の弁護士もまだ調停は終わ
っていないと捉えるべきとの話をしているが、調停はもう終わりと言ったのはどちらか。

生活拠点課長

調停委員会の判断によるものである。

宮本しづえ委員

調停委員が判断したとのことだが、いずれにしても個々の状況がつまびらかにされない状況のもとでこの議案を的確に
判断することは極めて困難である。これでは委員会として責任ある審議ができないと言わざるを得ない。個々の状況に応
じた対応が必要だと思う。

そもそも県が原発事故の中で県民を訴えること自体が問題だと思っているが、議案として提出される以上は個別に判断
せざるを得ない。そのため個々の状況をしっかり把握できるようにしてもらわないと困る。先ほど健康を害している者も
いるとのことだが、その人はどの人なのか。それがわからなければ判断しようがないので、必要なら秘密会を開催しても
らいたい。

生活拠点課長

繰り返しの部分もあるが、答弁していなかった項目もあったと思うので我々が現状で把握している状況について再度説
明する。

避難元については、いわき市が3件、郡山市1件、南相馬市1件である。家族構成については、家族世帯が3件、単身
世帯が2件となっている。損害金については、セーフティネットの経過措置の2年間分になるが、個々に50~200万円
で合計約600万円である。避難元の住居の状況について確認したところでは持ち家が1件、持ち家以外が4件となっ
ている。健康状態等については、本会議で局長から答弁があったとおり戸別訪問等を通じて把握に努めてきた。その際に必要に応
じて避難先の自治体等と連携して必要な支援につないで対応してきたところである。調停の回数は1~5回がそれぞれ1
件である。健康の状態等の個人情報については取り扱いが特に慎重になされるべきものと考えている。今後、裁判になっ
た場合でも個別のそういった個人情報が確実に明らかになるとは考えていない。

最後に、今回の訴訟の提起について議案を提出している段階なので、仮に議決になったとしても提訴までの間は新たな
住まいの確保支援を引き続き関係団体と連携して続けていく。

宮本しづえ委員

結局、個々の状況は個人情報ということで特定されないもので、議会としては健康状態に不安があるケースがどの議案の
方なのかかわからない。こういった状況での審議になることは当局の対応が不十分である。また、議会として個人情報を確
認しながら個別に審査するのが大原則だと思うが、何度聞いてもそうならないのは極めて遺憾である。

この方々はセーフティネットの申し込みはしたが、契約はしていないとの理解でよいか。

生活拠点課長

平成29年3月に自主避難者に対する供与終了が発表されてから県の独自施策としてこのセーフティネットの制度が始ま

った。29年3月末を迎えるに当たって新しい住居を見つけるのが難しい方については希望を聞き、セーフティネットに申し込みをしており、この5世帯についても申し込みはしている。

宮本しづえ委員

本人から聞いたところセーフティネットの申し込みをしたが、実際には資料を取り寄せた段階で申し込みするように言われ、家賃などの詳しいことはわからないままに申し込みをしたとのことであった。本人たちは資料は取り寄せたものの中身がよくわからないまま申し込んだため、家賃が高いなどさまざまな事情があって正式な契約には至らなかったと聞いている。いずれにしても正式には契約していないのは事実である。

今、セーフティネットに申し込みをせず契約もしていない方はどれぐらいいるのか。

生活拠点課長

平成29年4月、つまりこの制度がスタートしたときからとのことであればこの5世帯のみである。

なお、補足すると29、30年度の2カ年で実施しており、1年ごとに契約更新しているため30年度については契約していない方もいる。

宮本しづえ委員

県が賃料を請求する根拠として県が財務省から使用許可を受けて、入居者に賃料を払ってもらって、財務省の賃料に充てるという方法である。国家公務員宿舎に入っている者でまだ家賃を払っていない者はほかにもいるのではないかと。

国家公務員宿舎に入っている者で県と正式な契約を結んでいないのはこの5世帯とのことだが、その5世帯以外に契約を結ばず申し込みもしなかったという方はいるのではないかと。

生活拠点課長

申し込みをしていない方はいない。申し込みをした方のみこのセーフティネットということでやっている。

宮本しづえ委員

そうではなく、申し込みせず、まだ家賃も払っていない方はほかにもいるのではないかと。

生活拠点課長

セーフティネット以外であれば国家公務員宿舎、仮設住宅などを供与してきており、国家公務員宿舎以外にも公営住宅、都営住宅なども仮設住宅として供与してきた。セーフティネットは国家公務員宿舎に入っていた者のみが対象なので、委員指摘の国家公務員宿舎以外であればいわゆる未退去状態の方はほかにもいる。

宮本しづえ委員

そうすると国家公務員宿舎で契約しておらず方で家賃を払っていないのはこの5世帯のみと理解してよいか。

生活拠点課長

国家公務員宿舎に入居している方のうちセーフティネットに申し込んだ方が母数になり、そのうちの5世帯ということである。

宮本しづえ

セーフティネットに申し込んでいてなおかつ正式な契約に至っていない方は5世帯あるが、県にセーフティネットの申し込みもせずに国家公務員宿舎に入居して家賃も払っていない方もいるのではないかと。

生活拠点課長

いる。

宮本しづえ委員

なぜこれを質問するかというと、自分は正式に契約を結んでおらず、たまたま資料を取り寄せたら申し込んだことになってしまい調停、裁判になってしまった。一方で申し込みしなかった人は調停にも裁判にもなっていない。

そのため今回のこの5世帯は見せしめになるのではないかとといった話が聞こえてきている。これは、県の対応としてどうなのかと思う。いろいろな方がいるので実態がどうなっているのか把握するためにこの質問をしている。そういった中

でこの5世帯だけを裁判まで移行させてよいのか、その判断が求められている。

県は国から使用許可を受けるときに実際には契約していない人の分も使用許可を受けたから賃料が発生するという関係だと思う。毎年、正式な契約は結んでいないが、国からは使用許可をもらってその分は県が家賃を既に払っているため、賃料が発生するからそれを入居者に払ってもらうという関係だと思うが、どうか。

生活拠点課長

まず県が国からの使用許可に基づいて宿舍を借りる。そこには使用料が発生するが、それは家賃となる。申し込みのときに入居者に国家公務員と同じ家賃を払ってもらうこと、期間は2年間であることなどの決まり事があることを見てもらって誓約という形をとった。当時、セーフティネットを確実に希望する世帯を確認し、それに基づいて必要な戸数を国に要望して確保したと思っている。

宮本しづえ委員

2017年度分については今の説明のように申し込んでもらった分と解釈して国に使用許可を受けることはあったかもしれない。ただ2年目は正式に契約が結ばれていない状態の人の分まで使用許可を得て、その分の家賃も県が国に払っているので、契約していないこの5世帯の分まで家賃を払ったことになる。何の根拠で払ったのか。これは適切だったのか。

生活拠点課長

繰り返しになるかもしれないが、供与終了に向けてそういった制度を立ち上げて希望をとった。当時は何としても部屋は確保しなければならないとの思いだったと思う。その後、契約してもらえなかったために何にも基づかないままでの入居が続き、それでは好ましくないため平成29年度の制度スタート1年目に契約を締結してからスタートだと考えて話し合いを続けてきた。しかし、県では前になかなか進まないため調停したが、その調停も不成立になったので今回こういった議案を提出している。

宮本しづえ委員

確かに2年前の12月定例会で議決されて調停になった。

セーフティネットは応急仮設住宅の供与が終わった2017、2018年度の2カ年であった。国との契約は2年で毎年契約して使用許可を受けるため、1年目は自主避難者が手を挙げていたことから県が財務省から使用許可をもらって国に使用料を払って、それを入居者に請求することはあるかもしれない。しかし、2018年度はそもそも契約が結ばれていないため契約を結んでいない人の分まで使用許可をもらって県が国に使用料を払ったことになるのか。

生活拠点課長

2年目に調停がスタートして我々としてはあくまでも契約の締結、それまでの賃料の支払いについて話し合いの場をもっており、その時点でこの5世帯の使用許可をとらないことは考えていなかった。

宮本しづえ委員

本年度に請求しているのは2年間分でしょうか。それとも今年度分も入っているのか。また、今年度分についても使用許可をとっているのか。

生活拠点課長

明け渡しとあわせて求めている損害金は、明け渡しまでの間とのことで議案に記載しており、先ほどの金額は確定している2年間分になる。これからの入居期間の家賃はそこに加算されていく。

また、使用許可についてはこの5世帯についてもとっている。

宮本しづえ委員

入居者が希望する場合は継続入居できるように県がよかれと思ってセーフティネットをつくったと思う。

契約しない世帯については県が使用許可をもらって、県が請求するのではなく、国家公務員宿舍なので国と入居者の関係で処理する方法もあったと思う。入居者が契約していないことを承知の上で財務省が県に使用許可を出すことによって、県が入居者を追い出す立場に立たされてしまったと思う。契約していない人の分の家賃を県が国に勝手に払って、県が入

居者から家賃を取り立てて追い出すという、一番大変な役割を県が国に肩がわりしてやることになったのではないか。

2年間の期限を決めたほうがよいと提案したのは国なのではないかとの話もある。私が国に聞いたときにはそれはあくまでも県の方針と言っていたが、そうではなく2年間の期限を切って、次の生活の道を考えてもらったほうがよいと提案したのは国との話がある。自主避難者は2年間で終わりと考えていなかったためこういった問題が起きている。国との協議の経過については情報開示請求もあったようなので、委員会にも国との協議の経過について開示してもらいたい。

鈴木智委員長

資料の提出は可能か。

生活拠点課長

持ち帰って確認してから対応したい。

宮本しづえ委員

これは本当に複雑で理解に苦しむ制度になっている。先ほども述べたように国家公務員宿舎に入居していてもセーフティネットに申し込みもしないで家賃を払っていない世帯もいる。また、災害救助法に基づく応急仮設住宅を退去していない世帯もいる。

退去しない人をどうするかは、基本的には受け入れ先の都道府県の判断になる。退去しない人は何人もいるが、県がセーフティネットの当事者になったばかりに裁判まで起こそうとしている。

そこで、入居者を退去させるとの対応を行っているのは現時点で本県だけだと思うが、どうか。

生活拠点課長

明け渡しを求める訴訟については本県のみであるが、不適正入居については訴訟しているところもあるようである。

なお、今回、議案として訴訟について提出しているが、平成29年3月のいわゆる自主避難者の未退去案件についてはこれまでも議会で議決になり、訴訟により明け渡しを行っているところもある。セーフティネットではない方についてはそういった対応もしているので、公平性なども考えて対応していかなければならないと考えている。

小松山善継委員

生活拠点課に聞く。

先ほど宮本しづえ委員が言っていた国家公務員宿舎の契約を県と国でしたとのことだが、個人と国が契約することは可能なのか。

生活拠点課長

国はあくまでも県に対して貸し付けているため国が入居者と契約することはないと思う。

宮本しづえ委員

裁判で未退去の方に退去を求めているのは他県にはないとの説明であった。未退去で家賃が払われていない事例は都道府県ごとに何件あるか。

生活拠点課長

詳しい数字はわからないが、東京都については都営住宅、国家公務員宿舎に未退去の方が20世帯くらいはあったと思う。

宮本しづえ委員

今、確認できるだけでそうなので、同じような事例はほかにもある。今回はたまたま県のセーフティネットに申し込んだ人が裁判になる。東京都と話し合いをしている方からも話を聞いているが、東京都は今の段階で裁判までは考えていないと当事者に話をしているようである。そうすると避難者を送り出している本県が避難者を一番先に追い出すことになる。今回の議案はそういうことである。そういったことが本当であってよいのか。本当に被災県である本県が裁判の当事者になってよいのか。

避難地域復興局長

この国家公務員宿舎については応急仮設住宅ということで、あくまで応急の仮設住宅としての取り扱いであり、平成29

年3月に供与を終了しその後はセーフティネットにより県と契約して使用してもらっている。

我々としては応急の仮設住宅なので、この5世帯も含めて一日も早い安定した住まいの確保を念頭に置いて取り組んでいる。先ほど課長からも説明があったが、これまで訪問活動をしたり、相談に乗ったり、あるいは避難先の団体等と連携しながらいろいろな支援に努めてきた。

今回、提訴を検討しているが、これは我々も苦渋の決断であり、調定も進めた中で話し合いがこれ以上進まないだろうとのことでの決断である。ただ一方で今回仮に議決された後でも提訴までの間についても時間があるため、我々としてはそういった方が一日も早く生活再建できるように国も含めた関係機関と連携しながら支援に努めていきたい。

宮本しづえ委員

今、局長から早期に安定した住まいの確保が求められているとの発言があった。建設型の仮設住宅であれば2年ぐらいを想定して建設されているから安定した良好な住居の確保は理屈として成り立つが、今回はできたばかりの国家公務員宿舎に避難しているので住まいの環境としては決して悪くない。極めて良好な住環境にあるので、安定した住まいの確保が必要な対象ではない。安定した住まいを確保するときは建設型の仮設を想定するのが適切であり、借り上げ住宅のような場合はそれを理由にするのはどうかと思う。

局長から説明があったように仮に議決されたとしても提訴までには時間があるので、先ほど述べたように健康状態が心配な方など個々にしっかり向き合ってなるべく提訴にならないよう県として尽くすべきだと思う。もう決まったから手続を進めるということではなく、局長から説明があったとおりに対応することが何よりも重要だと思う。

これは人道上の問題である。全国に同じような事例があるのに本県だけが率先して訴訟することにはどうしても納得できない。そのことを述べておく。

今回、東日本大震災・原子力災害伝承館条例が提出されており、兵庫県の人と防災未来センターを参考にして利用料金を定めたとのことだがこの利用料金は高い。

本県の大震災と原発事故、とりわけ原発事故が県民にどのような影響をもたらしたかを日本がしっかり世界に向けて発信していかなければならない。そういった課題であるが、担当者によればアーカイブ拠点の建設費は国が全額出すことになっているものの今の段階では維持管理費がどうなるのか全くわからないとのことである。

だから、この施設の目的に照らして維持管理費を利用料金で賄うことが本当に適切なのか。本来ならば国がやるべきことを県にやらせているため、国に維持管理費をしっかり出させて、ここに来る方にはしっかり見てもらうべきである。利用料金が一般で600円もするのは幾ら何でも高過ぎる。維持管理費との関係でどのように使用料を検討したのか説明願う。

生涯学習課長

この利用料金を決める際には同類の施設である兵庫県の人と防災未来センター、長崎県の雲仙普賢岳災害記念館などを調査した。一番参考にしたのは兵庫県の人と防災未来センターである。

利用料金がそのまま維持管理費になるかについては今後の全体の運営費の絡みもあるので、ここで一概に述べることはできない。ただ安定した長期的な運営、あるいは企画展などの展示の充実などを考えた場合には全て無料で賄うには無理があるので、同類の施設を参考にした上で直近で内容と考え方が近い人と防災未来センターの開所時の金額を参考にした。

宮本しづえ委員

世界にこの悲惨な被害の実態を発信していくということであれば、広島平和記念資料館も唯一の被爆国であり、本県の原発事故も世界に例のないことであり、歴史的な資料を展示していくという性格は似ていると思う。

広島平和記念資料館は新しくなったばかりであるが、利用料金は大人で200円となっており、多くの人に見てもらいたいとの思いがこの金額からも伝わってくる。

本県においても同じように考える必要があるのではないかと。利用料金をこんなに高く設定すれば入りづらくなるし、利用料金を高くして展示に金をかけることは適切ではないと思うが、広島平和記念資料館は参考にしたのか。

生涯学習課長

委員指摘のとおり広島平和記念資料館、長崎原爆資料館の利用料金が200円ということは我々も調査している。広島平和記念資料館、長崎原爆資料館が世界に類を見ない日本にしかないものというのは委員指摘のとおりであるが、運営していく際にはその歴史、場所的なもの、入館者数などを総合的に参考にしなければいけない。

広島平和記念資料館、長崎原爆資料館については歴史もあり、場所もよく、戦争被害も対象である。一方、本県の東日本大震災・原子力災害伝承館については、自然災害とそれに対する複合災害が対象であり、ほかの施設では1,000円、あるいはもっと高いところもあることを考えれば、広島平和記念資料館、長崎原爆資料館を参考とした上でも度を超して高い金額とは考えていない。

宮本しづえ委員

残念ながらそうは考えていないとのことである。

今、説明があったとおり原発事故が自然災害ということで片づけられるのか。これは大いに議論があるところである。

残念ながらきのうの刑事裁判の一審判決では、東京電力に責任はないとの無罪判決になったが、この間の民事裁判では全て東京電力には責任がある、長期評価によって津波は予見できたとの判断に基づいて追加賠償を認める判決となっており、民事裁判では東京電力の責任を認めている。国会事故調でも人災だとはっきり言っている。

そのときに本県が原子力災害を自然災害との考え方でアーカイブ拠点を整備すれば中身についても不備が出てくるのではないかと今の説明を聞いて不安になった。なぜこのような事故が起きてしまったのか。本当に防げなかったのか。そういった観点に立った伝承の仕方、発信の仕方を考えなければいけない。そういったことから国もしっかり責任をとるべき施設なので維持管理費も含めて国にしっかり求めてもらいたいと思うが、どうか。局長に聞く。

文化スポーツ局長

東日本大震災・原子力災害伝承館については、世界で経験したことのない複合災害の記録、教訓をしっかりと未来に継承すること。それから国内はもとより国内外でしっかり共有し、防災、減災に役立てる。そして、双葉町に設置することから復興の加速化にも貢献する。そういった大きな目的の中で資料の収集、調査研究、展示物など目的に応じて事業を推進していく。

本来は国が主体的に責任を持ってやることなので、政府予算対策でこのアーカイブ施設が後世にしっかりと伝承されていくよう運営費等の予算を求めている。また、広く使ってもらえるように先行の人と防災未来センターなども参考しながら全体のバランス、事業を考慮して利用料金を設定したので、予算の確保あるいは伝承すべき事業の充実などトータルで努力していきたい。

宮本しづえ委員

しっかりやりたい、国にも予算を求めたいとのことだが、年間の維持管理費及び利用料金の収入はどのくらい見込んでいるのか。

生涯学習課長

全体の来館者数等については、現在調整中なので明確になり次第報告したい。維持管理費についてもトータルの運営費が出ないと明確な数字が出ないため大変申しわけないが、現在回答することができない。

宮本しづえ委員

本会議で知事から再生可能エネルギーについては地域主導型も含めて推進を図りたいとの答弁があったが、本県において地域主導型とは何を意味するのか。

エネルギー課長

再生可能エネルギーを推進していく上の重要な要素として地域主導という考え方を掲げている。県内資本による再生可能エネルギーの推進により県内の復興に資するとの基本的な考えに立つものである。

具体的なものとしては住宅用太陽光発電を地域主導の再生可能エネルギー推進の1つの方策と考えている。また、県内企業を優先した補助制度を設けたり、再生可能エネルギー推進センターによる啓蒙活動、研究会、説明会を行っている。

いずれにしても県民または県内の事業者が県内の再生可能エネルギー普及の主体となるとの視点を持って進めていく考えである。

宮本しづえ委員

説明のあった事業に取り組んでいることは承知しているが、今、県外及び海外資本が本県にどんどん乗り込んできて、再生可能エネルギーの事業を展開する計画が立てられている。これを地域主導型に切りかえるためにどういった取り組みが必要かとの観点が県に求められている。

企画環境委員会の県外調査で長野県を視察した際には、長野県は再生可能エネルギーの戦略として地域循環型を明確に掲げているため他県からの事業者が余り入ってこない。しかしながら、本県の場合は目標を達成するために絶対量をふやそうとして結果的に大規模な事業者がどんどん入ってきている。言葉として地域主導とは言っているが実態が伴っていない。これは本県の取り組みの弱点だと思うので、知事が言ったのであればそれにふさわしい戦略をしっかり立てるべきだと思うが、どうか。部長に聞く。

企画調整部長

再生可能エネルギーの推進については、本県の復興推進の大きな柱なので、県外及び海外資本ではなく、県内の資本がしっかり参画できるようにさまざまな仕組みを検討していきたい。

鳥居作弥委員

地方創生の人口減少対策とのところで前回の30歳の大同窓会、ふくしま0次会は東京で開催したのか。

地域振興課長

昨年12月に開催した30歳の大同窓会は郡山市を会場にふくしま0次会、30歳の大同窓会を開催して300人程度集まったことを踏まえ、今年度は夏にまずふくしま0次会を東京で開催し、12月年末に冬の大同窓会、ふくしま0次会を県内で開催したいと考えている。

鳥居作弥委員

郡山市での開催で約300人とのことだが、これは郡山市内の30歳の方だけなのか。それとも東京に住んでいてそれに合わせて戻ってきた人を合わせて300人なのか説明願う。

地域振興課長

県内からの参加者もいるが、12月年末の帰省のタイミングで開催したので県外から戻った方が半数近く参加していた。

また、ことしの7月にふくしま0次会を東京で開催したが、定員100名のところに申し込みが106名、最終的には94名が参加したがそのうち県外居住の方が85名であった。

鳥居作弥委員

大同窓会ということだが、会費はどうなっているのか。

地域振興課長

県の企画なのである程度参加しやすいような形にはしているが、気兼ねなく参加してもらえるように会費を設定しており、昨年12月の大同窓会の郡山会場が1人当たり3,000円、ことしの東京会場は1人当たり3,500円という設定になっている。

鳥居作弥委員

先週、いわき市で30、31歳の成人式と銘打って若い人たちが声をかけて30歳の節目をみんなで考えようという会を開催した。これは、いわき市で4年前にもあったが、30歳の皆さんだけでは継続することができず、ことし久しぶりの開催となった。いわき市の30、31歳の成人式の趣意書を見せてもらったが、人口が流出している、友達が東京から戻って来ないなど同じようなことを深く考えている。そういったこともあって若い人の力だけではできない部分があるので、郡山、東京開催だけではなく、規模の大小あると思うが次はいわき市、福島市、会津若松市などでもぜひ開催してもらいたい。

また、東京からの流れ、若い人たちの流れをつくるだけでなく、流出を防ぐという観点からも細かく地元に適したよう

なこともやってもらいたいと思うが、どうか。

地域振興課長

30歳の大同窓会等については、年代的にもターニングポイントになってくるため、将来的なU I ターンによる移住・定住に向けて取り組んでいるところである。今後も知恵を絞りながら事業を企画していきたい。

また、移住・定住については市町村を含めた関係機関と連携して取り組んでいるので、関係機関と情報を共有しながら実施していきたい。

鳥居作弥委員

30、31歳の成人式の皆さんは一生懸命企画していたが、予算の関係があるのでやる気のある若い人たちと行政が連携しながら今後は実りある会ができる体制にしていてもらいたい。

渡部優生委員

部長から説明のあった新しい総合計画は県の羅針盤というか、10年後のあるべき姿を描いてそれに向かって県として一年一年施策を実施していくことになるので、県として一番大事な計画である。この計画は令和3年度を初年度として取り組むため来年の12月定例会に提案するとのことだが、議会としても非常に重い議決責任があり、大変重要な計画だと認識している。

そこで、策定を進めている新しい総合計画は来年12月定例会の提案前にこういった形で議会に中間報告されるのか。

復興・総合計画課長

新しい総合計画については来年12月定例会での提案に向けて、審議会を7月に立ち上げて、部会も8月からスタートしており、審議会の審議状況や県民との対話等の状況について適宜、政調会、常任委員会等で報告していきたい。

また、前回の総合計画ふくしま新生プランの際には議会で調査検討委員会を立ち上げたと聞いているので、そういったことがあればそれも踏まえて対応していきたい。

渡部優生委員

今後、議会は議会としての対応が出てくると思う。

ふくしま創生総合戦略はこれまで5年間実施してきたが、新たに来年の3月を目途に県及び市町村において策定が促されているため市町村研修会を開催したとのことである。新しい総合計画は令和3年度が初年度、ふくしま創生総合戦略は令和2年度が初年度となり、ふくしま創生総合戦略が先になってしまうが、新しい総合計画との整合性についてはどのように検討するのか。

復興・総合計画課長

新たな総合計画は令和3年度からスタートとなり、現在のふくしま創生総合戦略は今年度が最終年度になるため委員指摘のとおり新しいふくしま創生総合戦略は令和2年度からの5年間で総合計画より1年前倒しになる。

そういった中で第1回の総合計画の審議会及び総合戦略を策定する上での有識者会議においては、総合計画が県の最上位計画であること、次期ふくしま創生総合戦略と県復興計画は総合計画の実現に向けたアクションプランという位置づけであるとの共通認識を持ってもらった。ふくしま創生総合戦略は総合計画より先にスタートするが、総合計画との整合性を図りながらふくしま創生総合戦略の策定作業を進めていきたい。

渡部優生委員

ふくしま創生総合戦略はこれまで5年間実施してきたが、目に見えた形での成果が余り感じられないのが実態だと思う。国が地方創生の担当大臣を置いて進めてきたが、東京一極集中は改善していない。

次期ふくしま創生総合戦略の策定に当たっては、これまでの5年間の成果や課題を検証、総括して今後5年間のふくしま創生総合戦略の策定につなげるのが大事である。

また、市町村の計画と県の計画との連携が県全体で効果を生み出すことにつながると思う。1つの町村が総合戦略を策定しても小さな町や村では成果が上がらないため、市町村での連携、他県との連携、そういった戦略を策定して実行しな

なければならない。小さな町や村では高齢化が進んで担い手もない状況なので、そういった町や村に計画の策定と言ってもできない実態がある。そういったことから県の指導力が非常に問われているが、次の5年間のふくしま創生総合戦略の策定に向けてどういった考えで取り組んでいくのか。

復興・総合計画課長

ふくしま創生総合戦略については成果目標だけでなく、重要業績評価指標（KPI）に基づいて第1回の有識者会議において成果目標とKPIの平成30年度末時点での達成状況を総括している。

その中で安定的な雇用者数については雇用保険の人数等が目標を達成したが、社会増減の成果目標が達成していないのも事実である。

そうした中で各市町村がそれぞれのやり方をする時期ではないというのは委員指摘のとおりであり、地方創生の交付金の事業計画策定を県と市町村で同じプロジェクトに参加しないか持ちかけて一緒にストーリーづくりを考えたり、市町村間で同じプロジェクトを組むように持ちかけるなど、国からの採択の可能性が広がるようにアドバイスしながら取り組んできた。目に見える成果ということではないが、そういった連携プロジェクトが具体的に形になりつつある事業も幾つかあるので、そういった流れを大切にしつつ今回の成果目標で未達成の部分で特に力を入れなければいけないところをしっかりと吟味して次期ふくしま創生総合戦略の策定を市町村と同じ方向を向きながら進めていきたい。

渡部優生委員

ぜひそういった方向でやってもらいたい。

次に、本県は7つの生活圏ということで地域振興を図ってきた。大きく分ければ浜、中、会津になるが県内での地域格差が非常に大きく出てきている。それは、人口の減少率であったり、高齢化率であったり、高校生の留保率であったり、そういったさまざまなデータの数字からも地域ごとの格差が広がっていることわかる。

次期総合計画やふくしま創生総合戦略を策定するに当たっては、県全体を見渡して地域力の弱い地域については県がリーダーシップを発揮して進めていくことが必要だと思う。

そこで、県内を見渡したときに地域力、地域の産業力などが弱いところには県が主体的にかかわりながら計画を策定していくことが必要だと思うが、どうか。

復興・総合計画課長

委員指摘のことについては1回目の審議会及び部会の委員からもまさに同じような意見が出ている。次期総合計画では市町村を支援できるような取り組みをしっかりと考えていくべきだという意見を踏まえて対応していきたい。

また、7つの生活圏については生活圏域を設定した当時と現在の状況が随分変わってきているとの意見も多くあり、今のふくしま新生プランが立ち上がった当時と比べても1つの生活圏だけで成り立っていない現状がある。さらに、以前からあったFITだけでなく、連携中枢都市圏といった新たな広域連携の動きもますます広がりを見せているので、そういったものをより意識して地域別計画を進めていきたい。